

第6回三重県産材利用促進に関する条例検討会資料

「三重県産材利用促進に関する条例
(仮称)」の方向性 意見シート
(各委員提出)

目次

○ 中瀬信之委員	1
○ 濱井初男委員	5
○ 杉本熊野委員	9
○ 山本佐知子委員	15
○ 中森博文委員	19
○ 谷川孝栄委員	23
○ 西場信行委員	27
○ 今井智広委員	31
○ 山本里香委員	35
○ 中瀬古初美委員	39
○ 田中祐治委員	43

「三重県産材利用促進に関する条例（仮称）」の方向性 意見シート

委員名：中瀬 信之

1 条例制定の目的をどう考えるか

- ・条例制定の目的としたい事項について、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

日本文化の中で、木を使った住宅建築技術や木の快適さが、最近の公共物を含め一般住宅に利用される頻度が減少しているように思われる。建築において欧米化の流れが入り込み、日本古来の建築様式が減少しているように思える。最近はごく一部の公共施設や商系の施設において木造の良さを表現した物件が見られるようになっているが、一般住宅にはまだまだ浸透していない。

全国で県産木材の利用促進条例の制定が進む中、木材生産地の当県においても県内需要（公共・一般住宅）を進めることと、三重県産材の品質の良さを他県にも進められるように、より一層の県内需要を進めることが重要と考える。

2 条例の対象をどう考えるか

- ・条例において利用促進を図る対象として、①「三重県の区域にある森林から生産された木材」、②「三重県内で生産され、又は加工された木材」、③「（全ての）木材」、④「それ以外の対象」（その場合は、具体的にご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

「三重の森林づくり条例」の基本的な考えをもとに進めるべきと考える。

県産材の定義については、「三重の森林づくり条例」とする。

ただし、三重県産材利用促進条例の中での具体策として、実質の建築内容としては、県産材を使用するものとするが、県内で加工製材された国内産材はこれを認める。（などと表現を変えることで対処をする。）

3 どのような類型の条例を目指すか

- ・制定を目指す条例の類型として、①「理念中心型条例」、②「施策列挙型条例」（その場合は、規定する施策の範囲についてもご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

県産木材利用をより具現化した内容が必要と考える。（公共の利用促進・一般住宅の利用促進）

4 「三重の森林づくり条例」との関係をどう整理するか

- ・制定を目指す条例と「三重の森林づくり条例」との関係を整理する方策として、①「三重の森林づくり条例」とのリンクを残した上での条例制定、②「三重の森林づくり条例」と新条例の完全分離、③「三重の森林づくり条例」とは別の観点による新条例の制定、④「三重の森林づくり条例」改正による内容充実化、⑤それ以外の方策（その場合は、具体的にご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

「三重の森林づくり条例」の基本方針をベースに行う。（ダブルスタンダードを作らない。）

5 その他、制定を目指す条例についての意見等

- ・条例制定の前提として、県産材を巡る現状等について課題と考えていること
- ・条例制定の効果として期待すること
- ・今後の進め方

など

□課題

県産材を使用することのメリットを表現する。
(施主・施工者・製材者・林業者)

□期待すること

長期的には、将来を見据えた子供への木育推進
公共のみならず、一般住宅での利用拡大
(県に対して支援その他の必要な施策の実施を進める) 等利用促進に関する具体策を提案する。

□今後の進め方

焦らずに県の実情に合う成果が期待できる条例案を作成する。

「三重県産材利用促進に関する条例（仮称）」の方向性 意見シート

委員名：濱井 初男

1 条例制定の目的をどう考えるか

- ・条例制定の目的としたい事項について、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

県内・県外調査を経た上で考えたい。

2 条例の対象をどう考えるか

- ・条例において利用促進を図る対象として、①「三重県の区域にある森林から生産された木材」、
②「三重県内で生産され、又は加工された木材」、③「（全ての）木材」、④「それ以外の対象」
(その場合は、具体的にご記入ください) のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含
めて、ご記入ください。

県内・県外調査を経た上で考えたい。

3 どのような類型の条例を目指すか

- ・制定を目指す条例の類型として、①「理念中心型条例」、②「施策列挙型条例」（その場合は、規定する施策の範囲についてもご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

県内・県外調査を経た上で考えたい。

4 「三重の森林づくり条例」との関係をどう整理するか

- ・制定を目指す条例と「三重の森林づくり条例」との関係を整理する方策として、①「三重の森林づくり条例」とのリンクを残した上での条例制定、②「三重の森林づくり条例」と新条例の完全分離、③「三重の森林づくり条例」とは別の観点による新条例の制定、④「三重の森林づくり条例」改正による内容充実化、⑤それ以外の方策（その場合は、具体的にご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

県内・県外調査を経た上で考えたい。

5 その他、制定を目指す条例についての意見等

- ・条例制定の前提として、県産材を巡る現状等について課題と考えていること
- ・条例制定の効果として期待すること
- ・今後の進め方

など

【現状等課題】

- ・内装材等木材の建築用途での県産材利用促進、県内公共建築物、商業施設等の非住宅建築物等での需要拡大（現状は不十分）。
- ・都市部・海外への販路拡大。
- ・事業承継者不在のため製材工場経営者の廃業・倒産。
- ・大工・工務店、市場従事者等の人材確保。
- ・県民への木材利用の利点・効果（健康向上・癒し、地球温暖化防止、土砂災害の防止、水資源確保等）のP.R不足。
- ・欧米に比べて、日本は自然愛、森林愛が欠如。森林環境教育、木育、地域貢献することの教育を拡充。
- ・スギ・ヒノキ等の県産材集成材、C L T、L B Lの製造利用の促進。

【条例制定の効果】

上記課題の解決と、森林の活性化・森づくりに資する。

【今後の進め方】

スケジュールに基づくのが基本であるが、県内外調査等延期で（コロナによる）スケジュールの変更も有り得る。

「三重県産材利用促進に関する条例（仮称）」の方向性 意見シート

委員名：杉本 熊野

1 条例制定の目的をどう考えるか

- ・条例制定の目的としたい事項について、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

（1）「SDGs（持続可能な開発目標）」と県産材利用促進について

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットで採択されたアジェンダにおける2030年までに達成すべき国際社会全体の開発目標で、17のゴールと169のターゲットで構成されています。その中で、ゴール15「陸の豊かさも守ろう」には、「森林の持続可能な管理」がターゲットとして位置付けられており、2030アジェンダの採択後、初めて開催された伊勢志摩サミットでは、「G7伊勢志摩首脳宣言」において、「持続可能な森林経営及び違法伐採の根絶」が盛り込まれました。

一方、今、県内の山林では、皆伐が進んできており、皆伐後、痛々しい山肌がむき出しになったままの元山林（再造林放棄）を目にします。

森林・林業政策が従来の間伐から主伐へと大きく転換している中、最大の問題点は、皆伐跡地の再造林をいかに行い、持続可能な森林経営へつなげていくかだと言われています。しかし、現在の立木価格では森林所有者が自力で皆伐跡地に再造林することは至難の業であるとも言われており、全国では、行政や森林組合、民間等が主導して、伐採後に再造林し、豊かな山に育っていくための取り組みが進められています。（参考にした資料：遠藤日雄著「複合林産型」で創る国産材ビジネスの新潮流）

本条例に、SDGsの考え方を位置付けるのであれば、県産材利用促進が持続可能な森林経営に寄与できるような仕組みや施策につながる内容を盛り込む必要があると考えます。（山元にお金が還らなければ、山は放棄される→持続可能な森林経営にならない）

（2）「地球温暖化防止」と県産材利用促進について

「パリ協定」の取り組みが2020年に始まり、国内では、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減することとしています。三重県は、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす脱炭素宣言「ミッションゼロ2050みえ」を行っています。

森林・林業白書では、

- ・木材は、炭素の固定、エネルギー集約的資材の代替、化石燃料の代替の3つの面で、地球温暖化防止に貢献する。
- ・木造住宅は、鉄骨プレハブ住宅や鉄筋コンクリート住宅の約4倍の炭素を貯蔵している。
- ・木材は、鉄やコンクリート等の資材に比べて製造や加工に要するエネルギーが少ないことから、二酸化炭素の排出削減につながる。

など、木材利用と地球温暖化防止・脱炭素との関係について、国の見解を示しています。

さらに、「環境への負荷を少なく」という点を重要視するとき、「ウッドマイレージ」についての考え方を整理しておく必要があると考えます。

著書「ウッドマイルズ 地元の木を使うこれだけの理由」(ウッドマイルズ研究会著)では、

40坪の木造戸建て住宅の木材産地別 ウッドマイレージCO₂比較

- ・全て地域材(100km圏内)で建てる・・・347kg-CO₂
- ・全て一般的な流通木材で建てる・・・3008kg-CO₂
- ・全て欧州からの輸入材で建てる・・・7808kg-CO₂

という数値が示されています。

京都府は、1997年京都議定書が採択されたことを契機に、京都府産木材認証制度(ウッドマイレージCO₂認証制度)に取り組み、産地証明、生産・流通・加工の履歴を明らかにし、輸送過程における二酸化炭素の排出量を環境指標として計算できる仕組みを導入しています。(野菜・果物・肉・卵など食料品は、産地表示があるが、木材にはない。しかし、京都の木材には産地証明と履歴がある)

また、秋田県では、秋田県産材利用促進CO₂固定量認証制度に取り組んでいます。

地球温暖化防止・脱炭素など、地球的な視野で木材利用を考えたとき、「輸送」という環境負荷をできるだけ押さえる必要があると思われます。環境負荷の少ない「地元の木」が優先的に利用される仕組みや施策が求められると考えます。

2 条例の対象をどう考えるか

- ・条例において利用促進を図る対象として、①「三重県の区域にある森林から生産された木材」、②「三重県内で生産され、又は加工された木材」、③「(全ての)木材」、④「それ以外の対象」(その場合は、具体的にご記入ください)のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

3 どのような類型の条例を目指すか

- ・制定を目指す条例の類型として、①「理念中心型条例」、②「施策列挙型条例」（その場合は、規定する施策の範囲についてもご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

4 「三重の森林づくり条例」との関係をどう整理するか

- ・制定を目指す条例と「三重の森林づくり条例」との関係を整理する方策として、①「三重の森林づくり条例」とのリンクを残した上で条例制定、②「三重の森林づくり条例」と新条例の完全分離、③「三重の森林づくり条例」とは別の観点による新条例の制定、④「三重の森林づくり条例」改正による内容充実化、⑤それ以外の方策（その場合は、具体的にご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

5 その他、制定を目指す条例についての意見等

- ・条例制定の前提として、県産材を巡る現状等について課題と考えていること
- ・条例制定の効果として期待すること
- ・今後の進め方

など

(1) 木材利用の暮らしへの影響と、意識・意向について

建築資材としての木材は、調湿作用、断熱性にすぐれ、心理面の効果（リラックス、ストレス軽減）や、免疫細胞の働き向上、暖かいや明るいなど視覚的な印象などにおいて評価されており、木材による嗅覚、触覚、視覚刺激が人間の生理・心理面に与える影響については、近年科学的な根拠の蓄積が進んできています。

農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」で消費者モニターに対して、「今後住宅を建てたり、買ったりする場合に選びたい住宅」について聞いたところ、「木造住宅（在来工法）51.9%」「木造住宅（在来工法以外）22.8%」「非木造住宅（鉄筋、鉄骨、コンクリート）11.1%」となっています。

また、「都市部において木材が利用されることを期待する施設」について聞いたところ、「学校や図書館などの公共施設 88.2%」「駅やバスターミナルなどの旅客施設 51.7%」「ホテルなどの宿泊施設 39.0%」で、非住宅分野でも木材利用が期待されています。

「暮らしの中に木を！」「公的な場に木を！」という意識・感性は、人々の内に熟成されてきていると思われます。

(2) 公共建築物等における県産材利用促進について

公共建築物はシンボル性や高い展示効果があることから、木材利用の重要性や木の良さに対する理解を深めることができます。特に学校の木造化・木質化については、教育環境への影響が大きく、「緑の循環」や「木の文化」等の価値やその重要性を次世代に継承していくためにも、極めて効果の高い公共建築物であると考えます。

三重県においては、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に則り、「みえ公共建築物等木材利用方針」を策定し、県産材利用推進本部を設置し取り組んできていますが、県内の公共建築物の木造率は、全国平均あたりでとどまっており、条例策定によって、さらなる促進を求めていきたいと考えます。

また、各市町と連携し、各市町における公共建築物等の県産材利用促進を図っていくことが重要だと考えます。

さらに、森林環境譲与税の導入に伴い、都市部の公共建築物等における木材需要の増大が見込まれることから、首都圏などの公共団体および建築関係事業者等へ三重県産木材をPRする取り組みが期待されます。

森林・林業白書によると、林野庁と国土交通省による検証チームは、2017年度に国が整備した低層の127棟のうち、各省庁において木造化になじまないと判断された建築物47棟について、各省各庁にヒアリングを行い、木造化しなかった理由について検証しました。その結果、木造化が可能であったと評価された24棟は、自転車置き場、車庫、倉庫などの小規模な建築物であり、これらについても木造化が徹底されるよう働きかけを行っていくこととしています。このような検証を、三重県においても実施していくことも必要であると考えます。

(3) 非住宅建築物等における県産材利用促進について

住宅着工戸数が伸び悩む中、商業施設等中大規模の非住宅建築物等、新たな販路の拡大に向けた取り組みが全国的に進んできています。

木造は、非木造よりも低コスト、短工期で整備することも可能で（建物の重量が軽減され、基礎工事が鉄骨より安い）（構造材をあらわしにすることにより、内装工事が安くなる）、法定耐用年数が短いため、資金回収期間が短く、減価償却上メリットもあると言われています。

今後は、民間事業者に対する県産材利用促進の取り組みが重要だと考えます。

(4) 人材育成について

三重県では、2019年4月「みえ森林・林業アカデミー」が本格開講し、新たな視点と経営感覚を持ち、地域振興の核となる人材の育成がスタートしました。

今後は、木造化・内装等の木質化に関する正しい知識を有する建築士や工務店経営者など、川下の人材育成も、大変重要であると考えます。

(5) 地域振興、中小企業・小規模企業の活性化と県産材利用促進について

三重県は、製材用となるA材について、地域の工務店や建築士などへ「三重の木」等による住宅建築を働きかけたり、地域材によるサプライチェーンの構築をめざし、製材所等とのマッチングに取り組んでいます。

また、第五回委員会の参考人の「みえ木造塾」代表の萩原さんは、その目的を「みえ木造塾では、木のすまいづくりの最先端の理論と実践を学ぶことにより、塾生のみなさんに明日の木のすまいを創っていただきたいと考えています」とし、三重県産材利用促進条例（仮称）に期待することを9点にわたって述べられました。

以上のような取り組みを後押しできる条例内容としていきたいと考えます。

(6) 県民へのアピールについて

住宅や店舗、病院や施設、学校や駅などの公共建築物等で県産材利用を促進し、県民に見える形で、その良さと重要性（社会的課題）をアピールしていくことが必要です。

また、日常の暮らしの中で、身近に木に触れ、気軽に木をつかうことを、県民が主体的に選択できるような取り組みも効果的だと考えます。

長野県林務部：県産材利用推進室は、木づかい空間整備事業、「子どもの居場所」木質空間整備事業、信州木の香る製品集（県産材を使って県内で製造・販売されている日用品やおもちゃなどの製品を紹介）、桶・樽をプラスチック等から再び木製へなど、日常生活の中に「木の文化」を再生する取り組みを進めています。「当たり前にあった木の暮らし、木の文化の再生をめざして。県産材が当たり前に使われていた社会、信州の木の文化の再生にむけ、知恵を出し合い、官民あげて取り組みましょう」とアピールしています。

(7) 検討会の進め方について

県外視察では、県産材利用促進の先進的な取り組みを行っている都道府県を視察したいと思います。

条例の類型などの調査よりは、条例に基づく施策など、取り組み内容の調査をさせていただきたいと思います。

例えば、九州地域、秋田県、京都府、長野県など。

「三重県産材利用促進に関する条例（仮称）」の方向性 意見シート

委員名：山本 佐知子

1 条例制定の目的をどう考えるか

- ・条例制定の目的としたい事項について、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

①三重県の気候、風土がもたらした県の林業史を踏まえ、三重県の発展が森林・木材利用との共生の上で成り立っていたことを再認識し、私たちのくらしの中における木・木材の価値を今一度考える契機に。木材が建築利用だけでなく、私たちの生活、くらしの中で木材や木製品に親しむ文化が根付くことを目的の一つとした条例にしたい。

②三重県は地球温暖化防止を進めており、木材の利用を増やすことは炭素のストック効果を高めることになる。さらに豊かな森林の保全が豊かな海の保全につながるという広義の意味で三重県ならではの循環型社会の構築、多面的機能の強化を図ること、この2点は、森林づくり条例の目的の範疇でもあるが、本条例制定の中でも再確認してもよいのではないか。そして、木材の積極的な利活用がその2点をさらに推し進める森林の適正保全には不可欠であり、さらには森林の適正保全が県民生活の安全や安心に寄与し豊かな文化の形成につながるというロジック。つまり、森林づくり条例と本条例の両立が、100年後の国土保全、県民の生活安定の両輪としての役割を担うといつても過言ではない。

2 条例の対象をどう考えるか

- ・条例において利用促進を図る対象として、①「三重県の区域にある森林から生産された木材」、②「三重県内で生産され、又は加工された木材」、③「（全ての）木材」、④「それ以外の対象」（その場合は、具体的にご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

先般の三重県森林組合連合会代表理事専務のお話のように県内の需要を全て県産材で賄うことはできないが、三重県民にむけた条例であることを鑑み、まずは県産材の利用を促進することにより木材全体の利用を喚起できることを願う。従って、本条例では三重県産材を対象にし、また木材生産に関連するすべての業種、森林所有者、林業事業者、製材業者も本条例の主体であることを前提とすると、「三重県内で生産され、又は加工された木材」を対象とすべきと考える。

3 どのような類型の条例を目指すか

- ・制定を目指す条例の類型として、①「理念中心型条例」、②「施策列挙型条例」（その場合は、規定する施策の範囲についてもご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

①より実効性のある条例にするために具体的な施策を規定する施策列挙型が妥当と考える。しかし、細かな施策を列挙しすぎると、かえって条例が各施策の足かせになることを危惧するため、どちらの類型がいいか現在、考え中。

②施策列挙型の典型例として挙げられている山梨県のものは、個人的には細かすぎると考える。

施策列挙型の場合、森林づくり条例には生産等に関する条文が比較的多いことから、本条例では利用活用に関する条文を、より充実させればよいのでは？（もちろん、生産等に関する条文が不要と言うのではない）

4 「三重の森林づくり条例」との関係をどう整理するか

- ・制定を目指す条例と「三重の森林づくり条例」との関係を整理する方策として、①「三重の森林づくり条例」とのリンクを残した上での条例制定、②「三重の森林づくり条例」と新条例の完全分離、③「三重の森林づくり条例」とは別の観点による新条例の制定、④「三重の森林づくり条例」改正による内容充実化、⑤それ以外の方策（その場合は、具体的にご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

①森林づくり条例の「循環型社会の構築」「多面的機能の保全」という根本の目的は、本条例も共通であり、互いにリンクすることは異論ない。森林づくり条例に木材の利用促進の条文があるように、本条例にも森林づくり条例と重なる部分があつてもよいのではないか。

②森林づくり条例が森林保全というマクロ的視点に立脚したものだとすれば、本条例は産業育成、利用促進、県民への木材利用についての啓もうなど、より具体的な視点も取り入れ、林業・木材産業関係者を含む県民全体が興味を持ち、理解し、実行してくれるような身近な条例になることを願う。

③森林づくり条例を尊重しつつ、新たな条例を制定するということで①の類型が適していると考える。

5 その他、制定を目指す条例についての意見等

- ・条例制定の前提として、県産材を巡る現状等について課題と考えていること
- ・条例制定の効果として期待すること
- ・今後の進め方

など

- ①公共建築の木質化の促進も本条例の中で規定する場合、市町の協力は不可欠である。県は市町に対し、経済的施策でなくても、必要な支援（技術や情報提供）を行う旨は入れるべきではないか。市町毎に県産材利用については温度差があるようだが、どの自治体も重要性は認識しており、興味を持っているように感じる。森林づくり条例には「市町との緊密な連携を図るものとする」という文言があるが、本条例ではもう一步踏み込んだ市町との連携を期待したい。
- ②県産材利用促進には、行政の努力だけでなく、川上から川下までの民間の努力ならびに県民の理解が必須である。林業、製材業、建築業関係者それぞれの責務、役割を明記することにより、本条例の実効性を高める。また県民の役割を明記し、木材利用の機運を高める。
- ③民間で木材利用を促進するためには大工技術者や設計者の人材育成は不可欠。本条例が木材の利用促進、安定供給につながるよう願うと同時に、人材育成や技術支援、木材や木製品の品質向上のための研究開発や教育機関への支援などソフト面での支援施策につながる条文も入れるのは必要なのでは。また、販路拡大、販売促進、流通において、県と民間がもっと三重ブランドを強力に前面に出す仕組みも必要。
- ④平成17年に制定された森林づくり条例について、制定後、森林保全についてどのような効果、影響があったのか、検証することも必要では。

「三重県産材利用促進に関する条例（仮称）」の方向性 意見シート

委員名：中森 博文

1 条例制定の目的をどう考えるか

- ・条例制定の目的としたい事項について、その理由や思いも含めて、ご記入ください。
 - ・ 地球温暖化防止や循環型社会の構築を進める観点ならびに、木造建築物や木材が持つあらゆる面での科学的効果が期待できるという観点から、木材の多様な利用促進が重要といわれている。
一方、全国的にも県内においても、構造材や造作材に用いる需要が全需要に比べ極端に減少し、木材の需要と供給の均衡が大きく崩れている現状となっている。
 - ・ そこで本条例は、本来三重県は木が特産であることから、県産材利用の重要性は強調しつつ、単に木造住宅などの建築物の木造化や建築物の木質化を推進するだけでなく、日常生活で身近に木の文化に触れ、健康で心が安らぐような木質を利用する価値観を共有できる木材を優先して活用する社会「ウッドファースト社会」をめざして、SDGs（持続可能な開発目標）の取組とも連動することを目的としてはどうか。

2 条例の対象をどう考えるか

- ・条例において利用促進を図る対象として、①「三重県の区域にある森林から生産された木材」、②「三重県内で生産され、又は加工された木材」、③「（全ての）木材」、④「それ以外の対象」（その場合は、具体的にご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。
- ・既存の「三重の森林づくり条例」において、県産材の利用促進の規定がある中、木造建築物や木材が持つあらゆる面での科学的効果が期待できるという観点から、本条例の対象を限定せず、多様な利用を図る必要性に鑑み、県産材以外のものを含めた「木材」の利用促進を主眼としてはどうか。
併せて、三重県の森林・地域産業の育成の観点から、県産材の利用の重要性を強調してはどうか。
また、木材の使用用途によって、県産材（三重県内で生産され、または加工された木材、杉・ヒノキなど）で調達が難しい樹種（松材やナラ材・ブナ材などの広葉樹）の使用については、輸入外材より国産材を優先してはどうか。

3 どのような類型の条例を目指すか

- 制定を目指す条例の類型として、①「理念中心型条例」、②「施策列挙型条例」（その場合は、規定する施策の範囲についてもご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

・ 基本的には「理念中心型条例」とし、目的を達成するための全庁的な取り組み方針を示すための「みえ公共建築物等木材利用方針（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく方針）」を条例に基づく「基本方針」として位置付けてはどうか。

その際、木材利用促進のための木造建築や建築物の木質化を公共建築物以外の分野に拡大してはどうか。

・ また、木造・木質化を行うに当たっての「木材利用量に関する数値目標（例：延べ床面積1m²につき0.001～0.010mで設定）」を条例に基づく「基本方針」に明記してはどうか。

併せて、現在の「三重県産材利用推進本部」を、方針に基づく取組を推進する組織として、「木材の利用推進本部」を県庁に置く旨、規定してはどうか。

4 「三重の森林づくり条例」との関係をどう整理するか

- 制定を目指す条例と「三重の森林づくり条例」との関係を整理する方策として、①「三重の森林づくり条例」とのリンクを残した上での条例制定、②「三重の森林づくり条例」と新条例の完全分離、③「三重の森林づくり条例」とは別の観点による新条例の制定、④「三重の森林づくり条例」改正による内容充実化、⑤それ以外の方策（その場合は、具体的にご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

・ 「三重の森林づくり条例」とのリンクを残した上での条例制定としてはどうか。

・ 内容的には、地球温暖化防止や循環型社会構築の観点並びに、木材や木造建築物の科学的効果を期待する観点から、県産材以外のものを含めた「木材」の利用を促進し、木材を優先して活用する社会「ウッドファースト社会」の実現を目指す条例としてはどうか。

5 その他、制定を目指す条例についての意見等

- ・条例制定の前提として、県産材を巡る現状等について課題と考えていること
- ・条例制定の効果として期待すること
- ・今後の進め方

など

【県産材を巡る現状等についての課題】

- ・三重県の木材の需要と供給の現状について、合板や集成材に用いる加工用材いわゆるB材やチップ材などに用いるC材の需要と比べ、構造用材や造作材に用いるA材の需要が極端に減少し、木材全体の供給の均衡が大きく崩れている。一方、森林の有する多面的機能を維持するための森林資源の循環利用を図るために県産材の利用促進が求められている。

そこで、平成22年、「公共建築物木材利用促進法」が施行されたが、現状は進んでいない。また、平成26年、地球温暖化防止や木材需要を拡大して日本林業の活性化を実現していくために、木材を優先して活用する社会「ウッドファースト社会」の実現に向けた、全木連と全森連による行動宣言がされた。

- ・そして、平成30年、建築基準法改正に伴い、大規模木造建築（高さが13mを超える、軒高9mを超える、階数3階以上、延べ面積が500m²を超える要件のどれか1つを満たすもの）が可能となった。
- ・さらに、集成材を使った木造ラーメン構法から開発された耐震構法S E構法や、纖維方向を互いに直角にして積層接着した3層以上の構造を持たせたC L T構法（クロス・ラミネート・ティンバー）など、大型木造建築物のための技術開発が進んでいる。
- ・住宅などの木造建築物や居室などの内装を木質化することで、木材がもたらす科学的データによる健康面の評価が高く、耐火性に優れ、構造上の強度に強いなど多くの利点や効果が実証されている。

【効果としての期待】

- ・県産材利用促進をはじめ、木材利用に対する県民の意識改革。
- ・県産材利用促進をはじめ、木材利用に対する設計者・施工者ならびに職人（大工や建具・家具職人など）の人材育成や技術開発。
- ・尾鷲ヒノキ、神宮杉など「三重ブランド、三重の木」としての全国発信。
- ・県産材利用促進のための情報の提供や森林・木材教育。
- ・県産材利用促進による、三重県の森林・林業・林産業の促進。
- ・その他、県内市町への浸透と全国への発信・展開など。

【今後の進め方】

- ・関係団体からの参考人聴取での意見を踏まえるとともに、県内外の現地調査を実施し、その上で委員間討議を重ね、執行部にも理解を求めつつ、本条例を策定してはどうか。

「三重県産材利用促進に関する条例（仮称）」の方向性 意見シート

委員名：谷川 孝栄

1 条例制定の目的をどう考えるか

- ・条例制定の目的としたい事項について、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

- ① 三重県産材の利用促進。
- ② 林業の振興。
- ③ 日本の伝統を大切にする豊かな生活と「森は命の源」という環境への配慮も含めたSDGsへの取り組みに繋げる。

2 条例の対象をどう考えるか

- ・条例において利用促進を図る対象として、①「三重県の区域にある森林から生産された木材」、②「三重県内で生産され、又は加工された木材」、③「（全ての）木材」、④「それ以外の対象」（その場合は、具体的にご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

②「三重県内で生産され、又は加工された木材」

先日の参考人からの意見聞き取りでお聞かせ頂いたように、「三重の森林づくり条例」では「県産材」の定義は「三重県の区域にある森林から生産された木材」とあります。「三重の森林づくり条例」を制定するときにも数々の議論があったことをふまえ、県産材の定義はこのまままで、本条例の対象を、「県産材と県内で加工された木材」としていただきたいと考えます。

例えば、検討会でも何度も申し上げているように、県内の原木市場などを通った木材を利用するにあたり、どれが県産材でどれが県産材でないかを追っていくことが果たして可能なのか、そのシステムをどう作っていくのかを考えたときに、本来の木材利用促進という目的以外の労力や事業者への余分な負担がかかることがあるのではないかと考えるからです。

3 どのような類型の条例を目指すか

- 制定を目指す条例の類型として、①「理念中心型条例」、②「施策列挙型条例」（その場合は、規定する施策の範囲についてもご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

これまで②の施策列挙型条例をと考えていましたが、今は迷っています。

理念中心型条例であっても、行動計画や予算配分が積極的に行われるのであれば理念中心型で良いのではと考えが変わってきています。今後の議論の中で方向性を決めていければと思います。

4 「三重の森林づくり条例」との関係をどう整理するか

- 制定を目指す条例と「三重の森林づくり条例」との関係を整理する方策として、①「三重の森林づくり条例」とのリンクを残した上での条例制定、②「三重の森林づくり条例」と新条例の完全分離、③「三重の森林づくり条例」とは別の観点による新条例の制定、④「三重の森林づくり条例」改正による内容充実化、⑤それ以外の方策（その場合は、具体的にご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

①の「三重の森林づくり条例」とのリンクを残した上での条例制定です。

5 その他、制定を目指す条例についての意見等

- ・条例制定の前提として、県産材を巡る現状等について課題と考えていること
- ・条例制定の効果として期待すること
- ・今後の進め方

など

「三重県産材利用促進に関する条例（仮称）」の方向性 意見シート

委員名：西場 信行

1 条例制定の目的をどう考えるか

- ・条例制定の目的としたい事項について、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

戦後復興において、多くの分野、産業に使用されてきた木材は、その後、鉄・コンクリート・プラスチックなどの工業製品に置き換えられてきている。しかしながら、近年、木材利用の意義が見直され、中高層ビルの建設も可能とするC L T等の新しい木質素材の開発、学校など公共建築物はじめ集客施設や商業系施設における木造化・木質化が進み、木材利用の機運は高まりつつある。

そこで、古くから全国的に注目されている林業県であり木材産業県である三重県において、条例を制定して、広く県民に木材を利用する意義と効能を理解していただき、木材利用の意識を高め、行動を促し、木の文化による地域づくりと三重県を築いていきたい。

木材を利用することの意義、効能としては、以下三つの観点が考えられる。一点目は、県民の日常の暮らしにおけるパーソナルな観点であり、身近な生活環境において木質化が進めば、健康に良く、リラックス効果があり、心が安らぎ、安全で心地よい暮らし等の効果が期待される。また、二点目は、S D G s 取組に連動する持続可能な循環型社会の構築や二酸化炭素吸収源温暖化対策など、地球的かつ国際的なグローバルな観点である。三点目としては、三重県の林業、木材産業の振興及び豊かな森林整備を促進するローカルな観点がある。

2 条例の対象をどう考えるか

- ・条例において利用促進を図る対象として、①「三重県の区域にある森林から生産された木材」、②「三重県内で生産され、又は加工された木材」、③「(全ての) 木材」、④「それ以外の対象」（その場合は、具体的にご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

③「(全て) の木材」

条例制定の目的項目で記述した三つの観点を踏まえると、対象は③となるが、一方で、本県の地域産業振興と地方創生を進めるローカル的な観点として、①と②が重要であることから、木材利用の促進を図るうえでの優先順位を、一番目を①、二番目を②、三番目を③として条例に明示してゆく必要がある。

3 どのような類型の条例を目指すか

- ・制定を目指す条例の類型として、①「理念中心型条例」、②「施策列挙型条例」（その場合は、規定する施策の範囲についてもご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

①理念中心型条例

条例の基本的な目的を木材利用に関する県民意識の向上と行動を促すこととするならば、具体的施策を列挙するのではなく、県民にお願いすべく理念を中心とした条例が良いと考える。

4 「三重の森林づくり条例」との関係をどう整理するか

- ・制定を目指す条例と「三重の森林づくり条例」との関係を整理する方策として、①「三重の森林づくり条例」とのリンクを残した上での条例制定、②「三重の森林づくり条例」と新条例の完全分離、③「三重の森林づくり条例」とは別の観点による新条例の制定、④「三重の森林づくり条例」改正による内容充実化、⑤それ以外の方策（その場合は、具体的にご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

①「三重の森林づくり条例」とのリンクを残した上での条例制定

「三重の森林づくり条例」の第16条においては、県産材の利用の拡大は三重の森林づくりに資するものとされている。これは、三重県における林業・木材産業の振興と森林整備を進めるための県産材利用促進の規定であり、条例目的項目で述べたローカルな観点としての木材利用の意義である。

この度の県産材条例においては、ローカルな観点の必要性を踏まえつつ、さらに幅広くグローバルな観点や生活環境等に関するパーソナルな観点も取り入れて制定してゆくことが重要と考えており、また、「三重の森林づくり条例」においても16条の県産材の利用促進は重要な要素であることを踏まえると、リンクせざるを得ないと思われる。

5 その他、制定を目指す条例についての意見等

- ・条例制定の前提として、県産材を巡る現状等について課題と考えていること
- ・条例制定の効果として期待すること
- ・今後の進め方

など

特になし。

「三重県産材利用促進に関する条例（仮称）」の方向性 意見シート

委員名：今井 智広

1 条例制定の目的をどう考えるか

- ・条例制定の目的としたい事項について、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

県産材の利用促進に重点を置く。

その上で、国産材・外国材を取り扱う事業者への配慮も考える必要がある。

2 条例の対象をどう考えるか

- ・条例において利用促進を図る対象として、①「三重県の区域にある森林から生産された木材」、②「三重県内で生産され、又は加工された木材」、③「（全ての）木材」、④「それ以外の対象」（その場合は、具体的にご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

①「三重県の区域にある森林から生産された木材」を重点に。

3 どのような類型の条例を目指すか

- 制定を目指す条例の類型として、①「理念中心型条例」、②「施策列挙型条例」（その場合は、規定する施策の範囲についてもご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

検討中。

計画や方針との関係による。

4 「三重の森林づくり条例」との関係をどう整理するか

- 制定を目指す条例と「三重の森林づくり条例」との関係を整理する方策として、①「三重の森林づくり条例」とのリンクを残した上での条例制定、②「三重の森林づくり条例」と新条例の完全分離、③「三重の森林づくり条例」とは別の観点による新条例の制定、④「三重の森林づくり条例」改正による内容充実化、⑤それ以外の方策（その場合は、具体的にご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

検討中。

設問3との関係による。

5 その他、制定を目指す条例についての意見等

- ・条例制定の前提として、県産材を巡る現状等について課題と考えていること
- ・条例制定の効果として期待すること
- ・今後の進め方

など

川上から川下まで、それぞれのステージにおける課題抽出を行い、利用促進に必要な課題解決策を検討し、条例に取り入れていく。

これまで使用されなかった、出来なかった分野（素材）への提供体制整備（新技術の調査・活用など）。

「三重県産材利用促進に関する条例（仮称）」の方向性 意見シート

委員名：山本 里香

1 条例制定の目的をどう考えるか

- ・条例制定の目的としたい事項について、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

県内林業活性化促進のため、また、環境（自然環境及び生活環境）に負荷をかけないようにし、災害発生をくいとめるため、県産材の利用を呼びかける。実効性を持たせるため、公有施設での利用を率先するものとする。

2 条例の対象をどう考えるか

- ・条例において利用促進を図る対象として、①「三重県の区域にある森林から生産された木材」、②「三重県内で生産され、又は加工された木材」、③「（全ての）木材」、④「それ以外の対象」（その場合は、具体的にご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

②「三重県内で生産され、又は加工された木材」

3 どのような類型の条例を目指すか

- ・制定を目指す条例の類型として、①「理念中心型条例」、②「施策列挙型条例」（その場合は、規定する施策の範囲についてもご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

②「施策列挙型条例」かな。最低限公有施設についての具体的な目指すところに関する施策はいれたほうがいい。

4 「三重の森林づくり条例」との関係をどう整理するか

- ・制定を目指す条例と「三重の森林づくり条例」との関係を整理する方策として、①「三重の森林づくり条例」とのリンクを残した上での条例制定、②「三重の森林づくり条例」と新条例の完全分離、③「三重の森林づくり条例」とは別の観点による新条例の制定、④「三重の森林づくり条例」改正による内容充実化、⑤それ以外の方策（その場合は、具体的にご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

①「三重の森林づくり条例」とのリンクを残した上での条例制定。森林づくりの中で、県産材利用は一部ではあるが、重要な一部であるから。

5 その他、制定を目指す条例についての意見等

- ・条例制定の前提として、県産材を巡る現状等について課題と考えていること
- ・条例制定の効果として期待すること
- ・今後の進め方

など

- ・意識の醸成。そのため、リードする公有施設。
- ・民間に広めるには、インセンティブが必要。
- ・県民性のおおらかさや優しさは、自然風土によって培われていることを認識し、おおらかで優しい三重県を維持するための一助になることを期待する。
- ・ほんとの意味での環境先進県へ。

「三重県産材利用促進に関する条例（仮称）」の方向性 意見シート

委員名：中瀬古 初美

1 条例制定の目的をどう考えるか

- 条例制定の目的としたい事項について、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

2 条例の対象をどう考えるか

- 条例において利用促進を図る対象として、①「三重県の区域にある森林から生産された木材」、
②「三重県内で生産され、又は加工された木材」、③「（全ての）木材」、④「それ以外の対象」
(その場合は、具体的にご記入ください) のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

県内の製材所では、三重県内で生産された木だけではなく、隣接県で生産された木も挽いているという現状がある中で、近隣（どこまで？）の材を県産材とするのがよいのか。

3 どのような類型の条例を目指すか

- 制定を目指す条例の類型として、①「理念中心型条例」、②「施策列挙型条例」（その場合は、規定する施策の範囲についてもご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

4 「三重の森林づくり条例」との関係をどう整理するか

- 制定を目指す条例と「三重の森林づくり条例」との関係を整理する方策として、①「三重の森林づくり条例」とのリンクを残した上で条例制定、②「三重の森林づくり条例」と新条例の完全分離、③「三重の森林づくり条例」とは別の観点による新条例の制定、④「三重の森林づくり条例」改正による内容充実化、⑤それ以外の方策（その場合は、具体的にご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

5 その他、制定を目指す条例についての意見等

- ・条例制定の前提として、県産材を巡る現状等について課題と考えていること
 - ・条例制定の効果として期待すること
 - ・今後の進め方
- など
- ・主伐が拡大する中で、生産効率ばかり追求するあまり環境や後の更新に無配慮な作業が行わわれている。
 - ・機械力を生かすために作った作業道が崩壊を引き起こす山の現状がある。
 - ・鹿等の食害も再造林を阻む大きな要因（苗木被害）。
 - ・住宅用建築材の製材用A材を使用する地域の工務店や建築士への働きかけやマッチングが必要。県産材を積極的に活用する工務店がもうかるしくみづくりが必要。
 - ・公共施設（駅、病院、学校等）にもっと県産材が活用され、誰もが木が使われていることを目にし、その心地良さや香りが実感できるものになるべき。
 - ・子どもの頃から身边に木のあたたかみを感じられる教育が行われ、木のあたたかみが自然に感じられれば、成長した時自ずと木を生活の中で活用し、木造・木質化が進むことが期待される。そのためにも、園舎・学校の木質化を進めるべき。
 - ・SDGsの考えに基づき、川上・川中・川下が適切に循環するよう、より県産材をいかに県内で利活用していくかということを、条例の中に盛り込んでいくべき。
 - ・より実効性のある条例にすべきで、そのためには現場を知る必要があるため、県内外調査をしっかりと行い、その上で方向性を決めればよい。最初から方向性にこだわると見るべきものを見失うことになりかねないのでは。
 - ・スケジュールも当初より状況が変わったことから、変更せざるを得ない状況であるため、あせる必要はないと思う。それよりしっかりと調査研究を進め、よりよい実効性を伴う条例を制定すべき。

「三重県産材利用促進に関する条例（仮称）」の方向性 意見シート

委員名：田中 祐治

1 条例制定の目的をどう考えるか

- 条例制定の目的としたい事項について、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

県内の森林資源は、成熟期を迎え利用可能な林齢に達しているが、価格の低迷に加え、伐採後の再造林への経費の捻出が困難であることから、伐採に踏み切れない。

このような状況から、森林保全が十分に行われず、森林の多面的機能の低下が懸念されている。

その反面、近年では、高層建築物や耐火建築物の構造部材、新素材等の新たな用途や分野において利用が広がり始めている。また、事業者の経済活動や県民の生活との調和を図りつつ、可能な限り木材を優先して使用するとともに、技術開発の成果と人に優しい木材の特性を生かした新たな木の文化を創出している。さらに木材は柔らかで温かみのある感触を有するとともに、快適性を高めるなどの優れた性質を備えていることや、断熱性や調湿機能を有し、住宅や施設での利用に適しているとともに、香りによるリラックス効果やストレスの緩和等心理・情緒・健康面での効果もある。

こうした状況を踏まえ、潤沢な資源を活用しながら再生産を行い、林業・木材産業が成長産業へと変革するため、木材を優先して活用するウッドファースト社会の実現を目指した、「三重県産材利用促進に関する条例（仮称）」としてはどうか。

2 条例の対象をどう考えるか

- 条例において利用促進を図る対象として、①「三重県の区域にある森林から生産された木材」、②「三重県内で生産され、又は加工された木材」、③「（全ての）木材」、④「それ以外の対象」（その場合は、具体的にご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

三重県は県内消費より県外消費の方が多いことに鑑み、「三重県域（又は紀伊半島）で生産され、又は加工された木材」を対象とする。

建築物の非木造化が進んだこと等による木材の使用量の減少と価格の低迷、所有者の不明な森林の増加等、林業及び木材産業をめぐる情勢の悪化と森林の荒廃は進んでいる。

このような事から、紀伊半島の木（特に三重県産材）の需要拡大、安定的・効率的な地域材の生産・供給体制の構築及び持続的な林業経営及び木材産業の振興を目指す。

3 どのような類型の条例を目指すか

- 制定を目指す条例の類型として、①「理念中心型条例」、②「施策列挙型条例」（その場合は、規定する施策の範囲についてもご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

理念条例は、基本的な考え方、姿勢や枠組みを提示したもので、具体的なルール等を決めたものではないことから、一般には理解が及びにくい。

このようなことから、「施策列挙型条例」とし、木材の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定め、利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、林業及び木材産業の振興による本県の経済の活性化、森林の有する多面的機能の持続的な発揮並びに豊かな県民生活の実現を目指す。

4 「三重の森林づくり条例」との関係をどう整理するか

- 制定を目指す条例と「三重の森林づくり条例」との関係を整理する方策として、①「三重の森林づくり条例」とのリンクを残した上での条例制定、②「三重の森林づくり条例」と新条例の完全分離、③「三重の森林づくり条例」とは別の観点による新条例の制定、④「三重の森林づくり条例」改正による内容充実化、⑤それ以外の方策（その場合は、具体的にご記入ください）のいずれにしたいかについて、その理由や思いも含めて、ご記入ください。

林業・木材産業における、木材の生産から加工、利用までの流通体制は、

- ①川上は造林・素材生産部門など、
- ②川中は製材・加工部門など、
- ③川下は住宅建築部門や消費者などが該当する。

「三重の森林づくり条例」は、三重の森林を守り、又は育てることを基本理念としていることから、主に川上に重点を置いた条例となっている。

林業・木材産業における、木材の生産から加工、利用までの流通体制は一貫していることから、「三重の森林づくり条例」とのリンクを残した上での条例制定としたい。

5 その他、制定を目指す条例についての意見等

- ・条例制定の前提として、県産材を巡る現状等について課題と考えていること
- ・条例制定の効果として期待すること
- ・今後の進め方

など

【課題】

木材需要の減少による林業経営及び木材産業の悪化、森林の荒廃、中山間地域の過疎化、森林の多面的機能の低下等。

【条例制定の効果として期待すること】

木材を優先して活用するウッドファースト社会の実現。

【今後の進め方】

新型コロナウイルスの影響に鑑み、本会議への上程は11月以降に延ばす必要がある。

